

加入から退職金を受け取るまで

建退共制度の手順

Step 1

契約できる人、加入できる人

契約できる事業主は？

建設業を営む方なら総合、専門、専任あるいは元請、下請の別を問わず、専業でも兼業でも、また許可を受けていないといにかかわらず契約できます。



加入できる従業員は？

建設現場で働く労働者であれば、国籍や、大工・左官・とび・土工・電工・配管工・塗装工・強化工・現場事務員などの職種を問わず日給制・月給制に関係なく加入できます。
ただし、役員報酬を受けている方や本社等の事務専用社員、「中小企業退職金共済法」に基づく中小企業退職金共済制度、派遣製造業退職金共済制度及び林業退職金共済制度に加入している方は加入することができませんのでご注意ください。

一人親方も任意組合で加入できます。

一人親方（一人親方とともに技能習得中の者も含みます）が集まって任意組合を作り、当組合が規約や技術について認定したとき、その任意組合を事業主とみなし、従来の親方などは、その事業主である任意組合に属した労働者とみなすことにより、制度を適用することになります。

Step 2

加入するには

「共済契約申込書」及び「共済手帳申込書」に必要事項を記入して、各都道府県の建設業協会等にある建退共の支部に申し込んでください。
※親方の手帳に関しては、費用はかかりません。



Step 3

加入すると

加入すると、事業主に「建設業退職金共済契約者証」、現場で働く方々には「建設業退職金共済手帳」が交付されます。

事業主には？



現場で働く人には？



Step 4

退職金を受け取るには

退職金は、労働者（被共済者）が建設関係の仕事をしなくなったとき等に、共済手帳に貼り終わった共済証紙及び電子申請により掛金納付された日数の合計が12月(21日分)を1ヶ月と換算)以上あったときに、受け取ることができます。退職金を受け取るには、労働者（被共済者）又はその遺族からの請求により、その請求人個人の普通預金口座に直接支払われれます。
(なお、請求事由発生年月日が平成28年3月31日以前の場合は、24月以上の掛金納付月数が必要となります。)

請求するには？

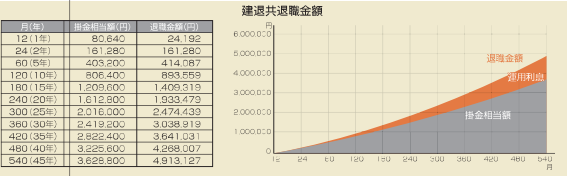
退職金請求書に必要事項を記入して、共済手帳と住民票、退職所得の受給に関する申告書、個人番号及び身元確認のための書類等を添えて、各都道府県の建設業協会等にある建退共支部まで提出してください。

受け取り方法は？

退職金は、原則として請求人個人の普通預金口座に、直接振り込む方法により、支払われます。

退職金額は？

退職金については、右の表のとおりとなっております。働いた年数が長いほど有利となります。掛金納付月数が12月以上24月未満の退職金は掛金納付額の3～5割程度の額となっております。ただし、12月以上24月未満で死亡したときの退職金は、事業主が納めた掛金に相当する額となっております。



(1) 12月未満は、前月の予定運用(掛)及び掛金日額×20日以内により、共済証紙と退職金ポイントの1日分を1月と換算して計算した退職金の額です。
(2) 24月未満の退職金は掛金納付月数に相当する退職金額です。そのほか掛金納付期間に応じて、別に計算されます。
(3) 3割程度、但し収入控除の控除率10%が上限として、残り1割の掛金納付月数に相当する退職金の額に引き上げることがあります。

Step 5

労働者が(被共済者)退職したときは

労働者（被共済者）が退職した時は、共済手帳を必ず労働者（被共済者）に渡してください。建設業の事業所が変わっても別管に加入している事業所であれば、引き続き退職金の掛金納付が継続できることを説明してください。退職金の受給資格を有する労働者（被共済者）に対しては、退職金の請求ができる旨をお伝えください。

Step 6

共済手帳の更新時期は

「手帳更新申請書」又は「手帳更新申請書(掛金助成)」に必要事項を記入して、共済手帳を添えて各都道府県の建設業協会等にある建退共の支部に提出してください。

250日分の共済証紙を貼り終えた場合は？
共済手帳に250日分(1冊目の掛金助成手帳は200日分)の共済証紙を貼り終えた場合は、更新手続きを行ってください。

次回更新時期が到来した場合は？
令和2年11月以降に建退共が発行した共済手帳の表紙には、「次回更新時期」が記載されています。「次回更新時期」が到来したときは、250日分の共済証紙を貼り終えていない場合でも、適宜更新手続きを行ってください。

次回更新時期が記載されていない共済手帳の場合は？
交付日から2年を経過した共済手帳は、250日分の共済証紙を貼り終えていない場合でも、適宜更新手続きを行ってください。
※電子申請方式を利用していない場合は、1冊目(1冊目)の手帳を利用して申請、更新をお願いします。

Step 4

掛金を納めるには

【共済証紙貼付方式】

共済証紙の購入は？

この制度は公共・民間工事を問わず、すべての適用となりますので、必要に応じて番書りの金融機関で共済契約者証を提示して購入してください。



共済証紙の貼り方は？

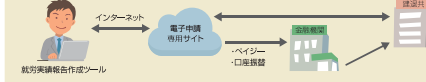
雇用している労働者に資金を支払うつど(少なくとも1回)、働いた日数分の共済証紙を共済手帳に貼り、消印をすることで掛金を納めたこととなります。

取扱金融機関は？

都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・一部の信用金庫および信用組合などで取り扱っております。



【電子申請方式】



電子申請方式の申請は？

就労実績報告作成ツールまたは建退共HPから「電子申請方式申込書」を出力(ダウンロード)し、建退共支部へ提出して下さい。建退共本部よりIDとパスワードを記載した専用サイトへ通知書を送付します。
※電子申請方式は無料でご利用いただけます。

退職金ポイントの購入は？

ページまたは口座振替により「退職金ポイント」を購入してください。

就労実績ファイルの登録は？

電子申請専用サイトに就労実績を登録してください。

就労実績ファイルの作成は？

就労実績報告作成ツールに公共・民間工事を問わず働いた日数を入力し、就労実績ファイルを作成してください。

掛金の充当は？

建退共本部において、労働者（被共済者）の就労実績に基づき、あらかじめ購入された退職金ポイントを掛金へ充当(納付)します。

※掛金は個人負担が主であるため、前回の「次回更新時期」でも労働者個人負担は発生する場合があります。

共済手帳の追加申込・紛失による共済手帳及び共済契約者証の再発行も、
電子申請専用サイトからオンラインで申請できるようになりました！
既に電子申請方式ご利用中の皆様は専用サイトでお使いいただけます。

電子申請方式の メリット

- 電子申請方式を利用すると事務負担が軽減します！
- 電子申請にかかる利用料等は一切かかりません！
- ポイントで掛金充当しても損金または必要経費として算入できます。
- 退職時には証紙貼付分・電子納付分を合算して退職金が給付されます！請求方法も変更ありません！



**電子申請方式に移行することで、
共済証紙にかかる事務手続きが簡単になります！**

証紙貼付方式

金融機関窓口での共済証紙の購入

共済証紙の
共済手帳への貼付・消印、
下請への交付・確認

共済証紙受払簿の作成、
共済証紙の在庫管理

電子申請方式

社内のPCで共済証紙の代わりとなる退職金ポイントの購入ができます。*1

自社や下請の被共済者の就労日数を登録することで、購入した退職金ポイントから掛金として充当されます。*2

ポイント購入額や掛金充当額等がサイト上で自動管理されます。そのため残高管理の負担が軽減します。

*1 退職金ポイントは  または口座振替で購入ができます。

*2 電子申請専用サイトに登録する工事情報や就労実績のデータは、「就労実績報告作成ツール」を使って作成します。

電子申請方式 利用者の声

証紙の管理がなくなって、
枚数を確認しながら証紙を貼り付ける
作業がなくなったのでとても楽になった。



(地域中堅ゼネコン)

就労実績報告作成ツールは、
一度操作を覚えれば、
とても便利で使いやすいと思う。



(下請専門工事業者)

下請から就労報告をもらう時も
メールでのやりとりだけになったので楽。
様式も簡単に印刷できるのでいい。



(地域中堅ゼネコン)

電子申請方式申込書

建設業退職金共済事業本部 殿

申込日	年	月	日
-----	---	---	---

共済契約者番号	
---------	--

申請者	共済契約者名	フリガナ		
	住所	〒	□□□□	□□□□
	<small>※アパート、マンション等の場合は、マンション・ビル名、部屋番号までご記入ください。</small>			
ご担当者名	フリガナ		電話番号	
			FAX番号	

..... < 建設業退職金共済事業本部 使用欄 >

※ご記入後、建退共都道府県支部にご提出ください。
 ※電子申請専用サイトのログインIDと初期パスワードを記載した「電子申請専用サイト開通通知」は、建退共にご登録の住所宛にお送りいたします。

--	--

建設業退職金共済制度 電子申請方式操作研修会

建退共では、これまでの証紙による掛金納付に加えて電子申請による掛金納付ができるようになりました。多くの皆様に知っていただきたいため、以下のとおり説明会を開催させていただきます。お気軽にご参加ください。

題 目 建退共制度 電子申請方式操作研修会（埼玉県）

内 容 建退共制度における電子申請システムの操作説明

- ・電子申請方式の概要
- ・就労実績報告作成ツールのダウンロード
- ・電子申請方式の申込
- ・電子申請専用サイトへのログイン
- ・退職金ポイントの購入、就労実績の報告
- ・オンライン申請



会 場 Zoomを使ったオンライン形式で開催

開催日時 ①元請会社向 令和5年1月24日 14：00～16：00 約120分
②下請会社向 令和5年2月7日 14：00～15：00 約60分
(Zoomの申込フォームでご確認下さい)

対象者 建退共に加入されている事業所
※1事業所から複数人の参加もOK
※電子申請方式申込済の方も参加できます

申込方法 以下のURLにアクセスするかQRコードを読み取って、参加される方の会社名とメールアドレスを登録してください（次ページ参照）。研修会当日のアクセス先がメールで配信されます。

①https://zoom.us/webinar/register/WN_9dQwOX4cTeya---rsrCuug

②https://zoom.us/webinar/register/WN_I0deWsFfSFaxMPjRFRS0JA



問い合わせ先

建設業退職金共済事業本部 電子申請課 TEL.03-6731-2832

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1

<https://www.kentaikyotaisyokukin.go.jp/>

ZOOMウェビナーの事前登録方法について

こちらの画面が表示されましたら、赤枠内を事前登録をお願いします。
ご登録が完了すると、当日のアクセス先がメールで配信されます。

参加予定の説明会が表示されているかご確認ください。

登録の際には「姓」に企業名、「名」に共済契約者番号を登録してください。

表示されない場合もあります。

登録

トピック 建退共 電子申請方式操作説明会

説明 電子申請方式操作説明会（自社施工向け） 10:00～ 県
電子申請方式操作説明会（元請会社向け） 14:00～ 県

時刻 2022年9月8日 09:30 AM 大阪、札幌、東京

名* 99-00001（共済契約者番号7桁数字ハイフン無しでも可）

姓* Kentaikyo建設(会社名が漢字登録できない場合はローマ字)

メールアドレス* kentaikyo@xxxxxxx.jp

メールアドレスを再入力* kentaikyo@xxxxxxx.jp

登録時に提供する情報は、アカウントオーナーおよびホストと共有されます。アカウントオーナーとホストは、その情報を規約とプライバシーポリシーに従って使用・共有できます。

私はロボットではありません reCAPTCHA プライバシー・利用規約



メールが届きます。
説明会当日の開始10分前ぐらいになりましたら、「ウェビナーに参加」を押してください。

Kentaikyo建設 様

建退共オンライン説明会にご登録いただき、ありがとうございます。
このウェビナーについての情報は以下で確認できます。

建退共オンライン説明会

日時 2022年xx月xx日 xx:00 PM 大阪、札幌、東京

ウェビナー ID 9x9 9x9x 9x9x

パスコード 9x99

質問は以下へ送信してください: seminar-kentaikyo-denshi@tais yokukin.jp。
登録はいつでもキャンセルできます。

Zoom に参加する方法

1. PC、Mac、iPad、または Android から参加する

ウェビナーに参加